地区計画ガイド

新渡波地区



平成28年12月 石巻市 (改訂版)

はじめに

「新渡波地区」は、災害危険区域等にお住まいの皆様方に対し、移転していただくための宅地供給を目的とした土地区画整理事業により、周辺環境と調和したまちづくりを進めています。

このような中、地区計画を導入することにより、低層住宅を主体とした地区 の形成を誘導し、美しいまちなみ、安全・安心、環境との共生が充足される良 好な居住環境の形成を目標としています。

地区計画とは

建築物を建築する場合等には、都市計画法や建築基準法により一定の基準が 定められていますが、本地区の目標とするまちづくりを実現するため、本地区 では、地区計画制度によりまちづくりのルールを定め、良好な居住環境と美し いまちなみを形成・保持していくこととしています。

このガイドは、本地区の地区計画の内容を説明したものです。今後建築をされる場合、あるいは垣又はさくを設置する場合等にご活用いただければ幸いです。

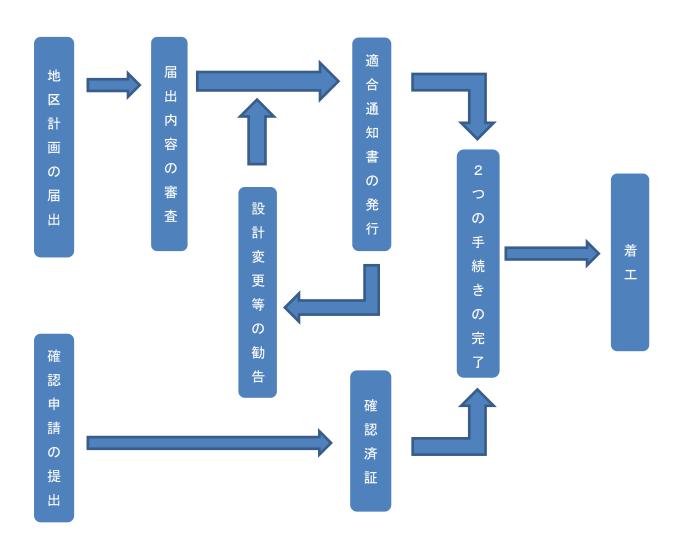
~この制度の趣旨を十分ご理解のうえ、住みよい、愛着のもてるまちづくり のためにご協力をお願いいたします。~

手続きの流れ

新渡波地区では、建物の新築、増改築を行う前に次のような手続きが必要です。

届け出が必要な行為

- ①建物の新築・建替・増改築
- ②門・塀・車庫・物置等の設置(かき・さくの建造も含む)
- ③よう壁等の工作物の新設・改造
- ④土地の区画形質の変更



届け出方法

①届け出期間:工事着手の30日前まで ②届け出窓口:石巻市建設部都市計画課

(届け出用紙は窓口および石巻市ホームページより入手できます。)

③お問い合わせ先:0225-95-1111 内線5634

※工事は適合通知書を得てから着手してください。

 決定年月日
 平成26年
 8月26日
 石巻市告示231号

 変更年月日
 平成27年
 2月20日
 石巻市告示38号

 変更年月日
 平成27年11月25日
 石巻市告示413号

 変更年月日
 平成28年12月20日
 石巻市告示407号

計画書

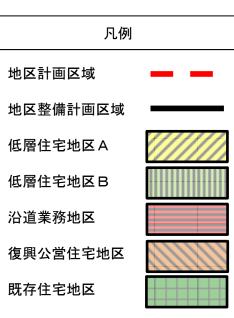
石巻広域都市計画地区計画の変更(石巻市決定)

都市計画新渡波地区計画を次のとおり変更する。

	名	称	新渡波地区計画
	位	置	石巻市渡波字新沼の一部
	面	積	約17.8ha
区域の	地区計画の目	標	本地区は石巻市の中心市街地より東へ約5kmの市街地縁辺部に位置し、地区西側はJR石巻線、北側は市道新沼新千刈線、東側は市道鹿妻山渡波町一丁目線、南側は市街化区域の住宅地に囲まれている。 公共施設の整備改善を行い、東日本大震災による集団移転先となるように、住宅供給と本市の新たな市街地の形成を目的に整備される。 このため、本地区の地区計画を導入し、適正な土地利用を誘導して、周辺の自然環境に調和した良好な市街地の形成を目指すものである。
整	土地利用の方	針	周辺環境と調和のとれた市街地の形成を図るため、次のとおり土地利用の方針を 定める。
企			1 主に住宅地として計画する。
備			² 市道伊原津一・渡波町一丁目線沿いは、地域住民の生活利便施設として沿道業務用 地を計画する。
•			3 地区北東に石巻市立渡波中学校の誘致先となる公益施設用地を計画する。
開発	地区施設の整	備の方針	土地区画整理事業によって計画的に整備・配置される道路、公園等の公共施設は、この機能が損なわれないよう維持、保全を図る。
及 び	建築物等の整	備の方針	1 低層住宅地区A、低層住宅地区Bにおいては、住宅に係る居住環境を維持・増進するため、建築物の用途の制限、建築物の延べ床面積に対する割合(容積率)の最高限度、建築物の敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限、建築物等の高さの最高限度、建築物等の形態又は意匠の制限及びかき又はさくの構造の制限を定める。
保			² 沿道業務地区においては、店舗・事務所等の日常利便施設や業務施設の形成を図るため、建築物の用途の制限、壁面の位置の制限、建築物等の高さの最高限度、建築物等の形態又は意匠の制限及びかき又はさくの構造の制限を定める。
全の			3 復興公営住宅地区においては、住宅に係る居住環境を維持・増進するため、建築物の用途の制限、建築物の延べ床面積に対する割合(容積率)の最高限度及び建築物等の高さの最高限度を定める。
方針			4 既存住宅地区においては、既存住宅の保全を図り、既存の住宅と調和のとれた街並みの形成を図るため、建築物の用途の制限及び建築物の延べ床面積に対する割合(容積率)の最高限度を定める。

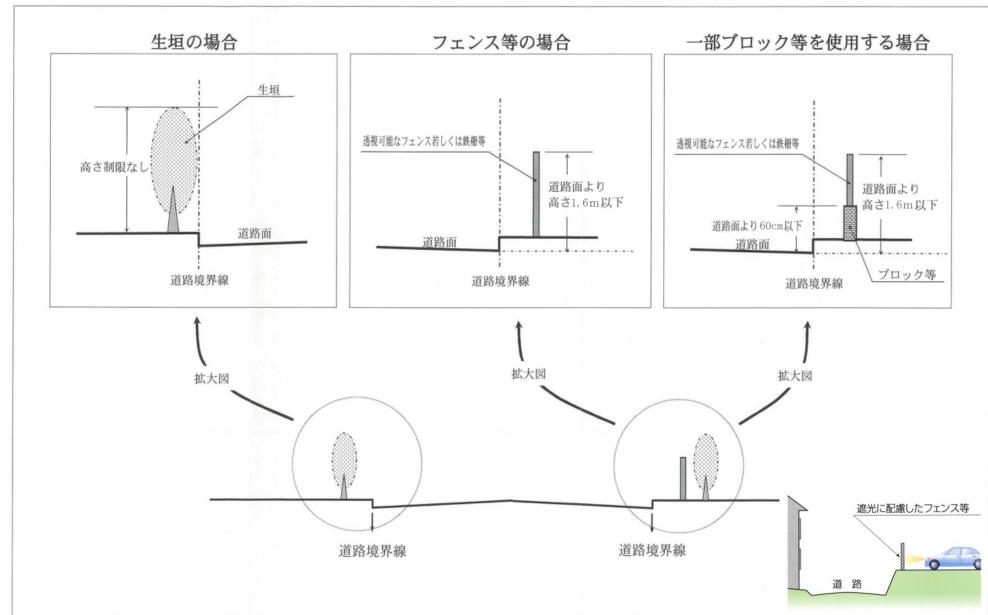
地区計画区域図





新渡波地区計画 地区整備計画

.,,,,,,	1 地区の区分	・			析	地区B 0.3ha		沿道業務地区 1.5ha			復興公営住宅地区 4.9ha			既存住宅地区 1.1ha			
		用途地域 建ペい率(%) 容積率(%)			用途地域 建ペい率(%) 容積率(%)			用途地域 建ペい率(%) 容積率(%)			用途地域 建ペい率(%) 容積率(%)			用途地域 建ペい率(%) 容積率(%)			
		第一種中高層住居専用		200	第一種中高層住居専用	60	200	第一種中高層住居専用	60	200	第一種中高層住居専用	60	200	第一種中高層住居専用	60	200	
		第一種住居地域	60	200							第一種住居地域	60	200				
	2 用途の制限	③途の制限 ① ●建築できるもの ① 一戸建ての住宅 ② 長屋(公営住宅法(昭和26年法律第193号)第2条第2号に規定する 公営住宅であるものに限る。) ③ 一戸建ての住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼 ねるもののうち建築基準法施行令第130条の3で定めるもの(住宅 以外の部分が50㎡以下かつ1/2未満) ④ 中学校 ⑤集会所(住民の自治活動の用に供するものに限る) ⑥ 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する建築基準法施行令第130条の4で定める公益上必要な建築物 ⑦保育所			●建築できるもの ①一戸建ての住宅 ②一戸建ての住宅 ②一戸建ての住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもののうち建築基準法施行令第130条の3で定めるもの(住宅以外の部分が50㎡以下かつ1/2未満) ③店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するもののうち建築基準法施行令第130条の5の2各号で定めるもの(床面積の合計が150㎡以下かつ2階以下) ④巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する建築基準法施行令第130条の4で定める公益上必要な建築物 ⑤診療所 ⑥老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの ⑦前各号の建築物に付属するもの(建築基準法施行令第130条の5			だし、これら用途の出入口ホール及び階段等の部分は除く) ②学校、図書館その他これらに類するもの ③公衆浴場						④公衆浴場			
等の制限に	2 容積率の最 高限度	夏 80%			80%						80%			80%			
	3 建ぺい率の		_			-			-			-			-		
	最高限度			40	E u2												
関する	4 敷地面積の 最低限度								-			-			-		
事項	5 壁面の位置 の制限	建築物の外壁又はこれに代れ 1)道路境界線 1m 2)その他隣地境界線 1m	面から敷地境界線までの距離は	•				-			-						
		ただし、建築物の部分が次のA)外壁等の中心線の長さの台B)物置その他これに類する月	ない。かつ床面積の合計が5㎡以下であ														
	6 高さの最高		10m		<u> </u>	10m		I	20m			10m			-		
	限度		中学校は除く。)														
	7 形態又は意 匠の制限	は意 ① 建築物などの形態又は意匠及び色彩については、周囲の自然環境や景観に調和したものとする。 ② 屋外広告物は、美観、風数を良好に保つものとする。													-		
	8 かき又はさ くの構造の制 限	ただし、道路面から概ね600	cm以下のものにつ	ついてはこの限りて	以下の透視可能なフェンス若しく ではない。 為に駐車場を設置する場合は、居				ものは設置しては	ならない。					-		



0